

朝倉市建設工事等の発注見通し公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条に基づく、毎年度の発注見通しの公表に関し、必要な事項を定め適正に実施することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、予定価格が400万円を超えると見込まれる建設工事等とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 工事の期間
- (4) 工事種別
- (5) 工事概要
- (6) 入札及び契約の方法
- (7) 入札時期（随意契約の場合は契約時期）
- (8) 担当課

(公表の方法)

第4条 公表は、契約検査課及び市ホームページにおいて行い、閲覧に供する。

(公表の時期)

第5条 公表は4月及び10月の原則2回とし、その時点における最新の発注見通しとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。